

松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年4月

1. 目 標

松川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 策定内容

位置付け	耐震改修促進計画（第Ⅱ・Ⅲ期）の別紙に位置付ける。
緊急耐震重点区域	町内全域
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅※（賃貸共同住宅を含む。） ※建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に新築工事に着手した建築物に限る。
計画期間	令和3年度から令和7年度までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

3. 取組内容・目標・実績

計画	令和6年度 取組内容	令和6年度 目標
	【財政的支援】 (1) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施。 (2) 住宅の耐震設計費から耐震改修費に対する一部補助を実施。	住宅の耐震診断戸数 20 戸 住宅の耐震改修工事戸数 5 戸
		前年度までの実績
	【普及啓発等】 (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ダイレクトメールによる住宅所有者に働きかける。 (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進。 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、通知による耐震改修促進を実施。	令和5年度 住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 6 戸
	(3) 改修事業者の技術力向上等 ・県と協働して、耐震改修工法等に係る説明会を行う。 ・耐震改修事業者リストを作成し公表する。	令和4年度 住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 4 戸
	(4) 一般町民への周知普及 ・広報誌を通じて耐震改修の必要性について周知する。 ・有線放送を通じて耐震改修の必要性について周知する。 ・パンフレットを引き続き配布する。 ・町民を対象とした耐震化の必要性に関するパネルの展示をする。（役場本庁内：2週間以上）	令和3年度 住宅の耐震診断戸数 6 戸 住宅の耐震改修工事戸数 5 戸
		令和2年度 住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 2 戸

自己評価	前年度（令和5年度）の取組実績	本年度（令和6年度）の課題
	・ 臨戸訪問の実施 ・ 昭和56年以前建築物所有者（153件）へ耐震補強工事を促すダイレクトメールを送付。 ・ 相談体制の整備 ・ 町HP・町広報誌、有線放送による周知 ・ パネルの展示	耐震診断と耐震改修工事の件数は例年並みであった。耐震診断から耐震改修へ繋がるように周知する必要がある。
		改善策
		住宅所有者への周知を引き続き行うほか、耐震診断実施者への働きかけを強化する。